

第15号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,414円」を「18,780円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,414円」を「18,780円」に、「43,194円」を「33,804円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,414円」を「18,780円」に、「54,462円」を「52,584円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項から第4項までの改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市介護保険条例第8条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料の保険料率を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市介護保険条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(保険料率)

第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

令和2年度

(1)～(15) 略

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,414円とする。

令和2年度

18,780円

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,414円」とあるのは、「43,194円」と読み替えるものとする。

令和2年度

18,780円

33,804円

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,414円」とあるのは、「54,462円」と読み替えるものとする。

令和2年度

18,780円

52,584円